

令和6年2月28日

産 業 厚 生 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 産業厚生委員会

2 日時 令和6年2月28日(水)

午前10時開会

午後3時23分散会

3 場所 第2委員会室

4 出席委員

竹之内 和 満 委員長、大 野 雅 子 副委員長、白 石 純 一 委 員、
大 田 基 次 委 員、竹 原 信 一 委 員、牟 田 学 委 員、
濱 田 洋 一 委 員

5 事務局職員

局長 牟 田 昇

6 説明員

税 務 課 長	新 町 博 行 君
福 祉 課 長	夙無濱 久美子 君
福 祉 課 児 童 対 策 係 長	平 田 祥 子 君
福 祉 課 福 祉 課 主 事	末 廣 翼 君
介 護 長 寿 課 長	山 元 正 彦 君
介護長寿課長補佐兼地域包括支援係長	尾 上 覚 史 君
介 護 長 寿 課 介 護 保 険 係 長	本 千 晶 君
水 産 林 務 課 長	園 田 豊 君
水産林務課長補佐兼水産係長	早 水 英 行 君
都 市 建 設 課 長	池 田 英 人 君
都市建設課長補佐兼管理係長	松 下 直 樹 君
都市建設課都市計画係長	宮 路 隆 博 君

7 参考人

西 田 数 市 氏

8 会議に付した事件

- (1) 議案第17号 阿久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第18号 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第20号 阿久根市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第22号 阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 陳情第2号 ひきこもりに関する支援策の陳情
- (6) 所管事務調査について

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

竹之内和満委員長

昨日に引き続き、ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。

本日の委員会は配付しました日程表の順で審査を行いますのでよろしくお願いします。

なお、議案に関する表決については、4件全ての所管課への質疑が終了後に採決に入りますので、よろしくお願いいたします。

○ 議案第17号 阿久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

竹之内和満委員長

それでは初めに、議案第17号、重度心身障害者医療費助成条例の改正について審査に入ります。

執行部の出席をお願いいたします。

〔福祉課入室〕

福祉課に出席いただきました。

それでは課長の説明を求めます。

尻無濱福祉課長

議案第17号について御説明申し上げます。

この条例は、鹿児島県の重度心身障害者医療費助成制度が改正されたことから、助成の対象に精神保健福祉手帳1級該当者の通院医療費を追加するとともに、助成対象を経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、あわせて助成について、申請を要しない自動償還方式の導入等をしようとするものです。

それでは、新旧対照表により主な事項について御説明いたします。

条例議案等参考の52ページを御覧ください。

第2条第1項第4号の追加は、精神保健福祉手帳の1級に該当する方を、重度心身障害者に追加しようとするものであります。

次に、53ページの第3条の改正は、精神保健福祉手帳の1級の重度心身障害者への助成について、通院医療費に限定しようとするものであります。

次に、第4条の追加は、負担の公平を図るため、特別障害者手当の例により、助成対象を経済的な給付を必要とする低所得者に限定しようとするものであります。

次に、54ページの第7条第3項の追加は、国保連合会から保険給付に係る支給の額の算定に必要な事項の通知があった場合、その通知をもって助成金の支給の申請があったとみなす自動償還方式について定めるものです。

このことにより、これまで申請が必要とされていた手続について申請が不要となり、受給資格者の負担の軽減につながるものであります。

このほか、今回の改正に合わせて、条例中の障害の表記を法令上の名称や用語の引用を除き改めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

最後に、議案書の30ページを御覧ください。

附則では、条例の施行期日を対象者の追加や助成の制限、自動償還方式に係る規定については、令和6年7月1日、その他の規定は公布の日とし、必要な経過措置等を定めるほ

か、関係条例の改正を行っております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

竹之内和満委員長

課長の説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

竹原信一委員

2か所、なんか重傷者に限定するとか、低所得者に限定するということばがございましたけれども、ちょっとそこんとこで、もうちょっと詳しく説明していただきたいんですよ。

というのは、もともと、もっとほか広い範囲に、助成金出しだけでも、その範囲を狭めるといようなふうに聞こえるんですけども、その状況について、もっかい説明してください。

尻無濱福祉課長

今回の制度改正により、所得制限のほうを設けることになっております。

相当程度の収入のある方について、対象外となる所得制限を新たに導入したということなんですけれども、今回、新たに設けた所得制限については、負担の公平性を図るため、助成を経済的な給付を必要とする低所得者に限定したということになります。

〔白石純一委員「すいません。新旧対照表でここにそれをとということも合わせて、お願いします。」と呼ぶ〕

新旧対照表では。

竹之内和満委員長

今のは所得制限の話ですね。

尻無濱福祉課長

所得制限の話です。第4条のところになります。第4条53ページです。53ページの第4条です。

こちらのほうがですね、特別障害者手当の限度額っていうのがあるんですけどもそちらのほうを準用するということになっております。

特別障害者手当の所得制限のほうがありまして、そちらの所得額を超えた場合、対象外とするということになりますので、特別障害者手当のほう、対象者本人の方が扶養親族がいない場合360万4000円、これが上限になります。

〔「今は」と呼ぶ者あり〕

今は所得制限ないです。

〔「無しね」と呼ぶ者あり〕

もし扶養親族がいた場合は1人につき38万円を加算した額になります。また、配偶者とか、老人扶養親族等がいる場合は1人につき48万円を加算した額、この360万4000円に加算していくということになります。

あと、特定扶養親族等がいる場合については1人につき63万円を加算した額、というふうになっております。

あと、対象者の配偶者及び扶養義務者についても所得制限かかりまして、その方の所得額のほうが、扶養親族がいない場合が628万7000円というふうになっております。そこからまた、扶養親族がある場合は加算がされます。

今回のこの医療費助成の所得制限の対象者のほうなんですけれども、今のところ対象と

なる方は10人未満ではないかということで見込んでいるところです。

〔発言する者あり〕

10人未満ということですね。

〔発言する者あり〕

所得制限にかかってくる方がですね、10人はいないというふうに見込んでおります。

竹原信一委員

その方々、所得制限を図ることによって、現状よりもいくらその方々の負担が増えることになるんですか。

尻無濱福祉課長

その方々が幾らぐらい増え、負担が増えるかってのはちょっとこちらで把握は。

竹原信一委員

実際のもでもさ、これを通すことによって、今までと、急激に暮らしぶりが厳しくなる可能性もあるわけですよ。そこのところを把握した上で、条例を通すか通さないかということをおしは判断しなきゃいけないわけですよ。

抽象的な感じで、県がそんなふうな方向でやってきてます。でも実際、それを通してしまったら住民の暮らしがどうなるかというのを分からないまま、右から通すっちゃうわけにいかないんですよ。

実際の数値というものをお示しいただかないと、実感としてこのことがどんな影響を及ぼすのか私は分からないんですよ。これ、前年度のやつでもいいですから、実証といひかな、その数字を調べて教えていただけませんか。

まさか県もそういう調査もしないで決めてしまったということではないでしょうが。影響の大きさが分からないまま、通すという流れ。提案するちゅうのも問題があるし。よく考えましようよ。調査してその結果を出していただけませんか。

尻無濱福祉課長

実際にですね、相当程度の収入のある方ということで、対象本人の方でいえば、所得額が360万4000円以上の方ということになりますので、今年度、その実績があったかどうかは確認をしないとなんいけいなんですけれども、10人未満と言いましたけれども、恐らくその10人とかではなくて、本当に1人とか2人とかいらっしゃるかいらっしゃらないか、年度によって変わるんでしょうけれども、そういった状況であるとは思ひます。

一応確認をするということで。

竹原信一委員

1人か2人でもいいですよ、ねえ。その人たちがどんなことになるのかは。

尻無濱福祉課長

その方たちの年度において該当がいた場合、その方が年度で幾らぐらい医療費がかかったかということですかね。

竹原信一委員

かかったか、あるいはかかることになるのか、ねえ。偶然に場合があるんでしょうから。してる相手次第でしょうから。でもね、大変なことになるっていうのは避けなければいけませんよね。

尻無濱福祉課長

竹原委員の言われるのも、おっしゃるとおりだと思うんですけども、県のほうではで

すね、この制度改正に当たって、この影響する方々を大体、所得制限に伴う影響の人数と
いうのを1.76%ぐらい減になるだろうということで見込んでいるようです。

現在、その所得制限を設けている都道府県というのが、47都道府県のうち42都道府県あ
るということになってはいるようです。

そちらのほう、今回、市のほうで該当する方がいた年度で医療費がどのぐらいかかった
かというのはまたお調べしたいと思います。

竹原信一委員

実際っていうのが1番、306万だっけ、出して、そこで千円違っただけでもどんどん変
わってくるわけですね、所得金額が、ねえ。その影響というのは大き過ぎるかもしれな
い。調べてみていただきたいな、どういうことなるか。1番最悪の状態をシミュレーシ
ョンしてもいいですよ。多分、最悪の状態シミュレーションして、数字を出してみていた
だいたほうがいいのかもしいですね。たまたまじゃなくて。

尻無濱福祉課長

ちょっと、お調べしたいと思います。

ただですね、対象者本人というのが重度心身障害者ですので、重度心身障害者で所得額
が360万4000ある方というのはなかなか、どうか。実際にいらっしゃるのかなというのはあ
ります。

竹原信一委員

障害者本人じゃなくて、保護者というか、その人たちの話じゃないの、さっきから言っ
てるのは。

尻無濱福祉課長

最初に申しました360万4000円というのは、本人です。重度心身障害者の本人で、後で申
し上げたんですけれども、対象者の重度心身障害者の配偶者だったり、扶養義務者だつた
りというところの所得額の上限というのは628万7000円以上の所得をお持ちの方というこ
とになるので、やはり本当に1人とか2人とか。

〔発言する者あり〕

了解しました。

竹之内和満委員長

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

私も。

〔発言する者あり〕

委員長を交代して、副委員長お願いいたします。

大野雅子副委員長

はい、委員長の職を代行します。

竹之内和満委員

重度心身障害者とはどういう状態の場合、重度心身障害者になるんでしょうか。

尻無濱福祉課長

重度心身障害者につきましては、身体障害者手帳の1級及び2級の方、あと知的障害者
で療育手帳のA1、A2、Aで知能指数35以下の方、あと、身体障害者手帳3級かつ療育
手帳B1で知能指数50以下の方。今度の改正によって、精神障害者で精神保健福祉手帳1

級の方が追加されるということになります。

竹之内和満委員

結局、身体の方の方と心の方との割合的にはどちらが多いんでしょうか。

尻無濱福祉課長

身体障害者手帳をお持ちの方が1,500～1,600いらっしゃるんですけども、1級、2級の方が恐らく500～600ぐらいですかね。

申し訳ありません。また、詳細をお調べしてお答えしたいと思います。

竹之内和満委員

お願いします。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

大野雅子副委員長

委員長の職を交代します。

竹之内和満委員長

それでは引き続き、委員長の職を行います。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時20分～午前10時26分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかに御質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

白石純一委員

確認ですが、この条例が否決された場合は、これまでの阿久根市の条例としてはそのまま施行をし続けるという理解でよろしいでしょうか。つまり、今回新たな変更をされない部分は今までどおりということでもいいという理解でよろしいですね。

尻無濱福祉課長

そちらにつきましては、恐らく県の助成制度が変わるので、今の市の条例がやっぱり変わらないと、新たに精神保健の対象者が、精神保健福祉手帳1級の該当者が増えたりとか、自動償還方式が導入されたりしますので、今のままでは、この県の助成のほうに該当しなくなると思います。

白石純一委員

ということは、もちろんこの条例で自動償還払いのような受益者にとってメリットもあると理解しますので、そのメリットの部分はやはり大事だと思いますが、所得制限というのは、やはりその利用者には不利なことになりますので、そうした点を条例案を修正しなければ、今までどおりの、いわゆる受益者のレベルは保てないということになりますかね。

尻無濱福祉課長

白石委員のおっしゃるとおりだと思います。

白石純一委員

ありがとうございます。

竹之内和満委員長

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので質疑を終結いたします。

所管課は退室してください。

ありがとうございます。

〔発言する者あり〕

暫時休憩いたします。

〔福祉課退室〕

(休憩 午前10時29分～午前10時31分)

〔介護長寿課入室〕

○ 議案第18号 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは議案第18号、介護保険条例の一部改正について審査に入ります。

それでは、課長の説明を求めます。

山元介護長寿課長

議案第18号について御説明申し上げます。

この条例は、令和6年度から令和8年度までの65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を改め、介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により主な内容について御説明いたします。

議案書は32ページ、条例議案等参考は56ページを御覧ください。

第2条の改正は、令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率を改めるものであります。

介護保険の保険料率は、過去の給付実績をもとに、今後の第1号被保険者数や要介護要支援認定者数、各種サービスの需要予測等を踏まえて基準となる額を算出し、その額に基づき、所得等の区分に応じて定めております。

各種サービスの需要予測では、令和6年度から令和8年度までの3年間で、総額95億3400万円を見込み、保険料率の基準額を月額6,300円、年額7万5600円と算出したところであります。

第1項では、基準額を現在の月額6,200円、年額7万4400円から月額で100円、年額で1,200円引上げ年額7万5600円にするとともに、保険料率の部分を現行の9段階から、国が示した13段階とし、市民税非課税世帯等の第1段階から第3段階までの保険料率を引き下げ、新たに設ける10段階以上の段階で、これまでの9段階よりも高くし、保険料率を細分化することとしております。

具体的には、第1号では、生活保護受給者及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額等の合計額が80万円以下の場合、年額3万7200円を3万4398円に、第2号では、世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額等の合計額が80万円を超え120万円以下の場合、年額5万5800円を5万1786円に、第3号では、世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額等の合計が120万円を超える場合、年額5万5800円を5万2164円に、第4号では世帯に市民

税課税者がいますが、本人は市民税非課税で、かつ合計所得金額等の合計額が80万円以下の場合、年額6万6960円を6万8040円に、第5号の基準額では世帯に市民税課税者がいますが、本人は市民税非課税で、かつ合計所得金額等の合計額が80万を超えている場合、年額7万4400円を7万5600円に、これ以降は本人が市民税課税で、第6号では、合計所得金額が120万円未満の場合、年額8万9280円を9万720円に、第7号では、合計所得金額が120万円以上210万円未満の場合、年額9万6720円を9万8280円に、第8号では、合計所得金額が210万円以上320万円未満の場合、年額11万1600円を11万3400円に、第9号では、合計所得金額が320万円以上420万円未満の場合、年額12万6480円を12万8520円に、第10号では、合計所得金額が420万円以上520万円未満の場合14万3640円に、第11号では、合計所得金額が520万円以上620万円未満の場合15万8760円に、第12号では、合計所得金額が620万円以上720万円未満の場合17万3880円に、第13号では、合計所得金額が720万円以上の場合18万1440円にしようとするものであります。

また、第2項では、第1段階から第3段階までに、第1号被保険者の保険料の軽減額について、前項の規定にかかわらず、第1号では2万2320円を2万1546円に、第2号では3万7200円を3万6666円に、第3号では5万2080円を5万1786円にしようとするものであります。

次に、条例議案等参考の57ページを御覧ください。

第4条の改正は、賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱いについて、介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改定を行うとともに、保険料の月額が1円単位となることに伴い、保険料の端数処理を1円未満切捨てに改めようとするものであります。

次に、議案書の33ページを御覧ください。

附則では、この条例の施行日を令和6年4月1日とし、改正後の規定は令和6年度以後の年度分の保険料について適用することとしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

竹之内和満委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

非常に複雑な変更なんですけれども、保険料が下がる。例えば今年度のを例にすると、これを当てはめた場合、保険料が下がる人がどれぐらいいて、上がる人がどれぐらいいて、総額として市としてはどれぐらいの変化があるのかというような分析はございますでしょうか。

新町税務課長

こちらの改正の前から改正後になるんですけども、保険料が下がる段階については1段階から第3段階までになっております。下がる人数で言いますと4,058人が下がる、想定ではですね、見込みではそのようになっております。

年間の保険料の総額については令和5年度末で換算しますと大体4億9405万ほど、保険料が上がった場合にですけども、6年度末の見込みの人数でしたところ5億423万ほどになってくるっていう形になってきます。

大体1,018万ほどの年間の保険料が増額になってくるっていう形になってきております。

大体1人当たり6万2857円が平均のですね、額になってきているということで。大体、今から、令和5年と令和6年度比較すると大体1,270円ほどの増、1人当たりの増というような形にはなっている状況です。

白石純一委員

先ほど下がる人が4,058名と、上がる人の人数は。

新町税務課長

6年の3月末の見込みの数で言いますと、3,964人上がるような感じになります。

竹原信一委員

1,018万の収益と言わないのかもしれないけれども、入る金が、ということ。それがない場合一般会計からの繰入れということで。

山元介護長寿課長

この介護保険の費用につきましては、介護保険法ですとか政令等によりまして、給付費においては、国・県・市の公費負担、それから、このうち市の一般財源の割合等が定められております。それと、被保険者からの保険料等で賄うこととされているところでございます。

国が示されている内容といたしましては、保険者の方についても負担能力に応じて保険料を負担していただくということで、示されておまして、この不足分を一般財源で、一般会計からの充当で行うのは適切ではなくて、負担能力に応じた保険料を負担していただくべきという考え方が示されているところでございます。

竹原信一委員

私は、質問は、これは条例で市が決めるわけですよね。それに応じなかった場合には、市が負担することになる、ね。それは一般会計から繰入れしかないでしょ。そういうことになるんですか。

今、決まりの話じゃなくて、もうここに合わせなかったらそうせざるを得ないんじゃないですか。今んところ繰入れはやってないわけですか。市からの繰入れというその一般会計から繰入れは

山元介護長寿課長

一般会計からの繰入れにつきましては、法で定められた。

〔竹原信一委員「分だけ」と呼ぶ〕

分だけと、あと事務費等について繰入れを行っているところでございます。

〔竹原信一委員「だからさっきの質問は」と呼ぶ〕

ここについては、今の介護保険制度の中では、保険料が不足して財政不足になった場合には、都道府県が設置をしております財政安定化基金からの資金の貸付けを受けることができるとなっておりますけれども、この貸付けを、借入れをして、これを不足分に充当した場合、この分については、次の、後年度で返済をしなければならないというふうになっております。ですので、この保険料が不足した場合については、まずはこの基金の借入れを行って、後年、返済することになりますので、その分、やはり、財政負担が後年度に及ぶという形になると考えているところでございます。

竹原信一委員

借入れをするのは、阿久根市が借入れするんでしょ、この場合は。そしたら、阿久根市が何らかの方法で返済すればいいわけでしょ。

山元介護長寿課長

この返済につきましても、一般会計からの繰入れということじゃなくて、この介護保険財政の中で繰入れをするということになりますので、当然その後年度の保険料等を算定する場合には、その返済額も含めた上で保険料をまた算定することになりますので、借入れを行いますと、その返済分保険者の方に負担していただく保険料が増えていくという形になるというふうに考えます。

竹原信一委員

その返済を介護保険の枠組みの中でしか返済してはいけないという決まりがあるんですか。

山元介護長寿課長

この介護保険法の中で示されている第1号被保険者の保険料の算定をする段階において、給付費の見込み等にあわせて、財政基金の借入れの返済額についても考慮するというところで示されているところでございます。

竹原信一委員

それはねえ、考慮するって話は違って。実際は、市の責任でやっていく。どうするかは阿久根市が決める。当たり前のことだと思うんだけど。

〔発言する者あり〕

基本の形はそうっておりますの説明は分かりましたよ、ね。でも、実効的にどうするかという条例も含めてですよ、阿久根市の条例ですから、ね。それに対する対応は市の判断、行動、そして借金だったら返す。返し方をこっちで決めることじゃないの、ね。

基本の形っちゃうのは介護保険の収支の中で決めることになっております。それは阿久根市が決めることじゃん、ねえ。権限あるはずでしょ、ね。そしたら、恐らく、その1000何百万のやつを一般会計から繰り入れるという道もあるわけですよ。違いますか。

山元介護長寿課長

先ほども少し御説明したんですが、このもともとの介護保険制度といいますのが、保険給付費のうち、国、県、市で負担をする、公費で負担する部分と保険者の方々に負担していただく部分というのがございまして、その中で市の一般会計から公費として負担する部分についても、割合がそれぞれのサービスで示されているところでございます。残りの保険料の部分につきましては、65歳以上の方の第1号被保険者の方が負担して御負担していただく保険料と、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の方々につきましても、それぞれ保険料として負担していただいているということで、国民の方に広く保険料を負担していただきながら、この介護制度の財政運営がなされているというところでございまして、国から示されている内容といたしましては、そういう負担の公平性の観点から、保険者の方に御負担頂ける部分については負担をお願いした上で、公費の負担の部分については示された負担割合で負担をするということで、保険料を市町村の判断で減額した分を一般会計でほかのところで負担をするというのは、制度上、適切ではないというような考え方が示されているところでございます。

牟田学委員

いろいろ仕組みの事を竹原委員も言われますけど、いずれ私たちもお世話にならないかん。だからこうやって条例が改正されてきます。もちろん足らんと思うんですけどもね。だから、私たちは、もう、その示された金額をやはり納めていかないかんと思いますよ。

竹之内和満委員長

はい、ちょっと御意見ですね

〔牟田学委員「仕組みは分かるけどさ」と呼ぶ〕

白石純一委員

お伺いします。先ほど下がる人と上がる人がほぼ人数的には一緒ぐらいで、やや下がる人のほうが多いぐらい。つまり、全体として保険料は、市に入ってくる保険料は増加するというので、所得のより高い方からより高い保険料という、累進課税的な考えだと理解しますが、今回の改定は県内の他の市も同様なものを既に導入されているのかあるいは、今回、同じようにされるところがあるのか教えてください。

山元介護長寿課長

今回の改正におけますほかの自治体等の状況なんですけれども、この9段階を13段階に引き上げるということにつきましては、阿久根市を含めまして、同様にやっているとところ19市中16市で、3市がこれより細分化して、もう少し細かく上の段階をつくられているというところは3市あると伺っております。

あと、今回引上げさせていただく6,300円という状況は、19市の中で見ますと、現在、出水市も今回同額なんですけど、上から7番目というような状況でございます。周辺の自治体といたしましては、出水市が本市と同じく100円引上げて6,300円、薩摩川内市が100円引下げて6,100円、長島町が200円引き上げて5,800円というような状況と伺っております。

竹原信一委員

1番何かダメージの大きい感じがする所得の人、例えば80万ぐらいの人がどうかな、所得が80万ぐらいで5万円ほど、そこら辺が一番厳しい感じ、もう所得の1割近くにもなる、介護保険料だけで。そういうことになりますかね、一番厳しい感じがするなという気がしませんか。もっと低い人で、もっと厳しいのかな。

それと、状況として、あと国保があるわってなったらですよ、もう全く暮らしていけなくなるこれ。現実としてどうでしょう、現状把握という意味でちょっとそこら辺を教えてください。80万ぐらいの人が5万いくらだっけ。

山元介護長寿課長

第3号の区分の年額5万2160円に今回なられるその方は、世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額等が120万円を超える方というところではございますけども、この第1号から第3号までの方については、世帯全員が市県民税非課税世帯というところではあるんですが、ここの3段階の方につきましては、低所得者の負担軽減ということでですね、減額率を少しは増やして、これまでよりも、料率を低く設定させて、それは国の方針でもですね、低所得者の保険料の抑制ということが示されておりますので、それに合わせて、負担軽減を若干図っているという状況でございます。

竹之内和満委員長

よろしいですか。

濱田洋一委員

課長1点だけ教えてください。第2条で令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率で、これまでされてきましたけれども、今回新たに6年から8年ということがありますが、将来的に、令和9年以降については、また新たな改正等があるというような状況ですかね。

山元介護長寿課長

今回お示しておりますのが、令和6年度から令和8年度までの分につきましてなんですけれども、これにつきましては、現在、第9期介護保険事業計画の中で策定しているところでございます。令和9年度以降につきましては、また、その時期になりましたら、そのときの給付の状況ですとか、保険者の状況、そういったものを踏まえまして、それから国の制度等を踏まえまして、そのときに改めて検討がなされるものというふうに考えているところでございます。

濱田洋一委員

今、課長からお話があったとおり、やはり、そのときの状況等を踏まえた中で、さらにまた3年間、もしくは5年間分からなんですけれども、設定の仕方をされていくということで。非常に介護保険という大変大事な部分でもありますから、そこら辺はやはり、これからもよく見ながらですね、よりよい方向に行っていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

竹之内和満委員長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、審査を一時中止します。

所管課は退室してください。

〔介護長寿課退室〕

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時57分～午前11時06分)

〔水産林務課入室〕

○ 議案第20号 阿久根市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、議案第20号、阿久根市漁港管理条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、課長の説明を求めます。

園田水産林務課長

それでは、よろしくお願いいたします。

今回、議案第20号で提案の阿久根市漁港管理条例の改正につきましては、国の漁港漁場整備法が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、条例についても必要な改正を行うものです。また、今回の法改正とは別に、国の模範漁港管理規程や県などの条例を参考に、漁港の適正な管理のため必要な規定もこの機会に追加するものです。

それでは改めまして、今回の国の法改正に伴う条例改正につきましては、第1条の法律の名称について、これまでの漁港漁場整備法から漁港及び漁場の整備等に関する法律に改めること。第6条のこれまでの漁港区域内の土砂採取量または占用料を徴収する者に、認定計画実施者を追加することの2点になります。

また、法改正とは別に、国の模範漁港管理規程や県などの条例を参考にした規定の追加につきましては、第7条の停係泊禁止区域の指定、第9条の係留等に支障を及ぼす行為の

制限、第10条の漁港内の陸域における行為の制限、第12条の停係泊の移動命令に関する4つの規定を追加するものです。

さらに、第13条の漁港域における放置物件の除去命令に関し、これまでの漂流物に加え、水域の沈没物や陸域の物件まで対象範囲を拡大し、適正な利用確保を図るものです。

なお、今回の国の法改正に伴う条例改正、また、県などの条例を参考にした規定の追加につきましては、市が管理する第1種漁港の脇本漁港、佐潟漁港、牛之浜漁港の3漁港が対象になります。

以上が今回の条例改正の内容になりますが、阿久根旧港を含む阿久根漁港につきましては、県の第3種漁港になるため、既に規定されている県条例により管理されております。

したがって、今回の条例改正により取扱いされるものではございませんが、鹿児島県事務処理の特例に関する条例において、必要な事務処理については設置されている市町村が処理することとされており、一定の各種事務処理や管理については、市で取り扱っているところです。

そのため、2月22日の本会議では、阿久根旧港の管理について、市で取り扱っている旨の答弁をさせていただいたところです。

以上になります。よろしくお願いいたします。

竹之内和満委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

すいません、今の件の確認ですけれども、この条例がカバーするのは、牛之浜、脇本、黒之浜でしたっけ。

園田水産林務課長

再度、管理の漁港について説明いたします。

今回の対象の漁港につきましては、脇本漁港、佐潟漁港、牛之浜漁港の3漁港が対象になります。

ちなみに、脇本漁港の中には、脇本浜、深田、関穴浦、この3つが脇本漁港ということで取扱いされております。

白石純一委員

最後におっしゃったのは、旧港に関しては、これはこの条例からはカバーされないということでしたですか。

園田水産林務課長

はい、そのようになります。県条例で管理されるものになります。

大田基次委員

旧港については県のほうがやると。でも県からこの間委託されてるっていうんだっけ。そういうことだね。だから、市がやるのね。

園田水産林務課長

阿久根漁港ですね。これについては、対象としては、阿久根旧港、阿久根新港、倉津港、赤瀬川港、この4つになるんですけど、この4港については、県条例により管理はされるのですが、事務、あるいはそういう日常の管理等については、県からそういう条例によって市に移管されておりますので、取扱いは市で基本的には行います。ただ、内容によ

りまして、県と協議しながら、県にもいろいろ意見交換しながら取扱いを進めております。

白石純一委員

今の件ですけれども、ただ今回の市の条例改正は、県の条例等も参考にとということだったかと思うんですけれども、したがって市の、先ほどの条例でカバーされる市の漁港と、阿久根港、県の条例でカバーされますが市が管理してる部分の管理の内容というのはさほど大きな違いはないという理解でよろしいでしょうか。

園田水産林務課長

今回の条例改正につきましては先ほど説明いたしました国の法改正とは別に、県条例を参考に、市の条例も追加で改正する部分がございます。これに従って管理することになりますが、内容については、県に伴うという部分で同じ内容になるかと思えます。

大田基次委員

停係泊禁止区域ということで、市長は、漁港の区域内の水域の利用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、水域の一部を停係泊禁止区域として指定することができるかとあるけれども、そういう予定地がありますか。

園田水産林務課長

今回の条例改正に伴って、具体的にどこをとすることは、現在、まだ決まってははいないところです。利用にふさわしくないと判断される場合は、そういうところを指定していくことになるかと考えます。

白石純一委員

新旧対照表の61ページ、第13条の2行目ですね。漁港施設内に置かれた物件が漁港の利用を著しく阻害する恐れがあるとき。現在、それを想定されている物件というのは何かありますか。

園田水産林務課長

想定といたしましては、利用されていない、所有者がちょっと不明な船舶、あるいは放置車両、このようなところが対象になってくるのではないかと考えるところです。

大田基次委員

今ので、放置車両とおっしゃいましたけど、港の中にある利用してない船とか、それから車両ということで、車も含めてということでもいいわけですね。

園田水産林務課長

はい、そのようになります。

これまでは水域の漂流物ということで取扱いがあったわけですが、それに限らず、例えば、沈没した船とか、しかけた船で放置されているもの。あるいは陸域でナンバーを外してそのまま放置されている車両があったりした場合は、そういう制限をかけていこうと考えております。

白石純一委員

使われていない、漁具など、対象になりますか。

園田水産林務課長

具体的にどういう物件というのは定めておりませんが、漁港利用に関して、そういう支障があると判断した場合は、それも対象になるかと考えます。

竹原信一委員

要は、市役所の権限が拡大するというふうに見えるんですけれども、例えば先ほど言っ

た車だの、船だの放置されている。それを場合によっては市の、市が責任持ってというかな、金使って片づけるということになってこざるを得ないんじゃないですかね。そこら辺はいかがですか。

園田水産林務課長

なかなかですね、放置された船舶、あるいは車両については、所有者がはっきりせずですね、これまでそういう指導等もできませんでしたし、あるいはその所有者を特定しようとしてもその権限がなかったということでもあります。

今回の条例改正によりましてその所有者の特定をまずできる権限が加わりますので、それあわせて、第1段階としては所有者を特定し、そういう管理の徹底を指示することになると思います。

ただし、どうしてもその所有者が見つからなかったり、あるいは、そういう管理の指示を聞き入れなかったりという場合は、今竹原委員の言われるような状況も出てくると考えます。

竹原信一委員

もうすぐそれが出てくると思うんですけど、その踏み込んでいく場合に、市の判断だけでできるわけですかね、裁判とか準備されるというか、その、それに対する体制というかそういうことをしっかりできてないと片づけないはずですよ。そこら辺についてはどうです。

園田水産林務課長

おっしゃるとおりでして、各種いろんな準備等も必要になってくるかと思います。

したがいまして、まずはそれぞれの判断で、これは放置されてるんじゃないかとかいろんな見方はあると思うんですけど、所有者は所有者で、いやこれは、今ちょっと、体調を崩して、船に乗れないから陸域においてとか、そういう返しも考えられますので、その辺をいろんな全国の例も取り入れながら、管理をしていけるようにしたいと考えます。

竹原信一委員

当然にその言い訳いろいろ考えられるんですよ。

しかし、こっちとしては撤去するんだというところをどうするかの手続はですね、準備は完全にしとかないかん。そしてどこで実際やるかというのはね、勘案しながらじゃなくて、全部撤去を最後まで行くことは考え、準備して、声かけていくということでないと、だらだらだらだらしててもしょうがない、型は一つなんだから、やり方は。よろしくお願いします。

園田水産林務課長

先ほども申し上げましたが、まずはその所有者に撤去を指示するというので、この条例が今回改正されますので、段階を経ていろいろ対応をまた取り扱っていきたいと考えます。

竹之内和満委員長

ほかにございませندでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは委員長を副委員長に、はい。

大野雅子副委員長

それでは、職務を代行します。

竹之内委員、お願いします。

竹之内和満委員

こういうことを市のほうで独自にやるということは、係留に支障を及ぼす事例があったということですか。

園田水産林務課長

今回につきましては、国の法改正に伴いまして、必要な規定を改正する。また、あわせて県条例等を参考に改正するということで、特段、本市の中でそういう緊急に取扱いをしないといけないという状況があったわけではございません。

竹之内和満委員

第9条以下、県のほうの管轄なんですけど、ここに書かれていることは県でも同じようなことが書かれているんですか。

園田水産林務課長

はい、そのような取扱いになっております。

竹之内和満委員

了解しました。

大野雅子副委員長

はい、それでは職務を終わります。

竹之内和満委員長

委員長の職務を再開いたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので審査を一時中止します。

所管課は退室してください。

〔水産林務課退室、都市建設課入室〕

○ 議案第22号 阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

竹之内和満委員長

議案第22号を議題といたします。

都市公園条例の一部改正になります。

それでは審査に入ります。

それでは課長の説明を求めます。

池田都市建設課長

それでは、議案書の42ページ、条例議案等参考の64ページをお願いいたします。

議案第22号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例は、令和6年4月から番所公園のキャンプ場の供用を開始するため、その使用時間や使用料等を定めるものであります。

条例議案等参考の64ページを御覧ください。

別表第1の改正は、次の65ページにかけてとなりますが、番所公園の有料公園施設にキャンプ場を追加し、休場日を原則として月曜日、使用時間を宿泊の場合は午後2時から翌日正午まで、日帰りの場合は午前10時から午後5時までにしようとするものであります。

別表第2の改正は、クの番所丘公園施設使用料の表にキャンプ場を追加するものであり、区画使用料については、宿泊の場合は1区画1泊につき3,000円、日帰りは1区画1日につ

き1,500円とし、入場料については1人1回につき大人300円、高校生以下100円にしようとするものであります。

最後に、議案書の44ページを御覧ください。

附則では、条例の施行期日を令和6年4月1日としております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

竹之内和満委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

使用料の件ですけど、入場料、つまり1区画例えば1泊3,000円取った上に1人やった場合300円なり100円なりを取るということなんですか。これ、よそもこんなことやってんの。

池田都市建設課長

本会議の中でも答弁しましたけれども、参考にするところについてはですね、そういう利用料金の取り方をしているところでございます。

大田基次委員

キャンプ場ということになれば、当然ごみが出てくると思うんですよ。キャンプファイヤーなんかやるのは、ある程度決めてましたね、場所、そういうのは。そういったごみについては、本人たちが持ち帰るのはもちろん原則ですけど、そういったものを散らかしてあった場合はどのような対処を考えていらっしゃるでしょうか。

池田都市建設課長

そこについてはですね、指定管理者とも話をしているところでありまして、有料ですね、ごみの袋を準備をしまして、そこを買い求めていただいて、処分については指定管理者のほうですということなので今ちょっと協議をしているところでございます。

白石純一委員

休場日が月曜日とありますので、これは月曜日の昼から火曜日の午前にかけてはキャンプができないという理解でよろしいですかね。

池田都市建設課長

そのとおりであります。

白石純一委員

一番利用が多いのは、やっぱり土曜日から日曜日にかけてだと思いますので、日曜日の宿は夜の宿泊はできるということですよ。

はい、分かりました。そして、使用料ですけども、1区画につきとありますが、大きく2つの利用形態があると思うんですが、1つは、お祭り広場っていうんですかね、のフリーサイト。どこでも車をとめて、どこでもテント張っていいよというふうに私は理解してるんですが、それと次年度整備される高台の区画を設けてあるサイト、これは利用料は変わらないということでしょうか。

池田都市建設課長

今言われたお祭り広場として使っているところをキャンプ場とするんですけども、そこについてもですね、1区画を約120平米ぐらいを1区画ということで定めまして、利用していただくということを考えております。

それと、海の見えるほうのキャンプ場のサイトにつきましては、まだできておりません

ので、その料金は今回の条例には入っておりませんので、そこは利用できるとなったときに、またこのように条例の提案をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

白石純一委員

お祭り広場の部分についても区画が設けられるという理解でよろしいですか。

池田都市建設課長

そのとおりであります。

白石純一委員

もう既に区画ができていますか。

池田都市建設課長

今まだ区画は設けておりませんが、大体10メートル掛ける12メートルぐらいです。ね、ただ、目印をつけたいというふうに考えているところであります。

白石純一委員委員長。

現地を見ますと、今までの円形の芝生の外の歩道のような、土の歩道のようなところの内側ですね、にコンクリートでまた同じような円ができていますけれども、そこに車を乗り入れて、そこにとめて、その内側の芝生部分にサイト、テントを張るサイトが設けられるというイメージでよろしいのでしょうか。

池田都市建設課長

委員がおっしゃるとおりでありまして、コンクリート等の部分は二重となっておりまして、外側のところは通路ということで、内側の部分につきまして駐車スペースということで、両方とも3メートルずつの幅をもったコンクリート舗装になっております。

白石純一委員

合計何サイトができるのかというのとですね。その完成予想図というか利用予想図のようなものはないのでしょうか。あったらお示し頂くことができますか。

池田都市建設課長

今のところ14サイトを考えているところでございます。

竹之内和満委員長

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時33分～午前11時36分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

白石純一委員

すいません。これは今任意で出していただいたんですけれども、委員会として、見取図っていうんですか、請求して提出頂いて記録に残すということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

竹之内和満委員長

皆さん、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、資料請求を委員会として行います。

濱田洋一委員

1点だけ教えてください。条例議案参考の66ページですが、キャンプ場の区画等の使用料、これ宿泊が3,000円、日帰りが1,500円ということで、いずれにしても延長したいということについては、1時間ごとに500円の加算ということでありますけれども、そして宿泊、日帰りともですが、特に日帰りがちょっと想定されることがあるかと思うんですが、午前10時から午後5時まで日帰りですよね。それで1,500円と。それで、例えば午後7時まで利用したい場合は、1時間500円の2時間で1,000円追加してというようなことになろうかと思うんですが、例えば日帰りで、お昼から、12時に来て、例えば午後7時まで使いたいんだというようなことを利用者の方が言われる場合、そういうときにはどのような考え方で

池田都市建設課長

それにつきましてもですね、5時以降の時間になりますので、やはり先ほど言われたように、時間外500円掛ける2時間分というふうに考えているところでございます。

濱田洋一委員

例えばですよ、時間制限がある中で、例えば日帰りであれば1日、例えば7時間ですよという設定であれば、この午前10時から午後5時まで、そしてお昼の12時から午後7時と。7時間、7時間になるんですよね。そういった場合についてはお客様では、同じ時間7時間やっとなににいけんか7時までさせてもらいならんとかい、とかいう話も想定されると思うんですけれども、そのときには、いやもうそれは午前10時から午後5時、それ以外の時間については使用される場合は加算料金をもらいますよということで、もうお願いするとうか、そういうふうにするという方向ですかね。

池田都市建設課長

委員のおっしゃるとおりに考えております。

濱田洋一委員

トラブルにならないように、そこら辺は。例えば受付される方等とのまた協議、意思の統一されとって、スムーズな運営ができるようにしていただきたいというふうに思います。

竹原信一委員

入場料だけもう1回確認させてください。1区画、1泊3,000円、入場料を300円。だから1人でキャンプするときは3,300円要るんですか。

池田都市建設課長

大人の方だったらそういうことになります。

竹原信一委員

管理についてですけども、ここは夜間は、今はいないですよ、公園には。これ始まったら夜間も誰か管理がつくことになるんですか。

池田都市建設課長

そのように考えております。

白石純一委員

今の件ですけども、昼夜おられるわけではないですよ。

池田都市建設課長

9時までを予定しているところでございます。

白石純一委員

これには書いてないんですが、シャワー利用料等は不要ですか。

池田都市建設課長

シャワー利用等につきましては、指定管理者の規定する料金ということで、これには規定していないところでございます。

白石純一委員

別途、シャワー料金を徴収するということですか。

池田都市建設課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

竹原信一委員

そうするとですよ、夜も管理人は夜9時までいる。朝何時からですか。

松下都市建設課長補佐兼管理係長

今の御質問なんですが、宿泊の方がいらっしゃる場合につきましては、早めにちょっと出ていただくということなんですが、時間については、大体早く、通常の公園の日貸しといますか、日帰りの方の場合が10時からですので、そのときに、9時半から出てきてるシフトに考えてるんですが、宿泊者がその前のときにいらっしゃる場合については、その前の9時ぐらいからも出てきていただくっていうことにはなります。

竹原信一委員

そうするとですよ、この公園の維持費がかなり上がることになりそうですけれども、そこは幾ら、どのように考えておいででしょうか。

池田都市建設課長

そこにつきましてはですね、今指定管理者が令和4年から管理をしておりますけれども、そのときの指定管理料の算定のときに、その金額までを入れたところで今、指定管理を受けていただいているというところでございます。

竹原信一委員

ちょっと待って。今までは、夜間はいないわけですよね。そうすると過大に払ってきたということにならないですか、その話は。

松下都市建設課長補佐兼管理係長

令和4年度に現在の指定管理者の選定をして更新をしたわけなんですが、このキャンプ場につきましては、令和5年度に開場するキャンプに精通される方を新たに雇用されて、その人にこの管理の部分、キャンプ場の運営の部分ですね、に携わっていただくということで、そこを指定管理料の中で人件費の部分で含んだ形で指定管理料として予算化をさせていただきまして、それに事業提案として、現在の指定管理者さんが応募されてきて事業をやっているところで、キャンプ場につきましては、実際には令和5年度のところでその方を雇用されて準備をしてっていうことだったので、その過大に人件費を払ってるかといったら確かに晩はおきませんので、その分を最初から見ていたわけではなかったというか。徐々にこの始めるということで、4年度には切り替わってすぐに始めたものではなくて、5年度にその方を、人員を確保しまして、6年度にこの開場する方向に向けてやっていると状況で。その人件費相当分としては、いわゆる賃金であったりとか、保険関係は見てはありますけれども、基本的には6年度からということで考えていると。過大に払っているかって言ったら、丸々全部を見ているわけではないので、1名雇用されるという、

〔「準備が要るんだから、準備が」と呼ぶ者あり〕

竹原信一委員

実際、このキャンプ場に夜間にその人が9時までおる必要性というようなことは、そして9時からあとはない。どこにその必要性の区別をつけているのかな。何のために夜いるのかな。

池田都市建設課長

先ほどもありましたけれども、シャワー室が管理事務所のすぐ近くにあるということもありまして。管理事務所の中にあるもんですから、そういうことも含めましてそういった管理も必要であるということで、9時までということで予定をしてるところでございます。

竹原信一委員

実際はですよ。公園で人がいつもは何人いるんですかね。そのゴーカート、電気自動車のところはどうしても人がいつもいなきゃ具合が悪いですよね。で、日常の平日というか、そのときは何人体制でいることになってるの。

〔牟田学委員「委員長、議案に沿ってしてください。」と呼ぶ〕

竹之内和満委員長

はい、どうぞ。

竹原信一委員

関係あるのよ、そこの人間が全部対応するんだから。今体制は何人で、そして夜にキャンプ場をすることで遅くなる。その人間の移動について、現状と配員、配置について

竹之内和満委員長

この分だけ関連質問。

竹原信一委員

一体ですよ、こんなもの。

竹之内和満委員長

関連質問。

松下都市建設課長補佐兼管理係長

基本的に番所丘公園の管理についての人員体制なんですけど、管理責任者を1名、それから副管理責任者を1名、あと管理職員ということで、パートの方なんですけど3人ほどで、通常大体5名体制で大体いるようにしております。そのパートの方々が原則は、先ほどありましたゴーカートの部分であったりとか、ローラースケート、あとグラウンドゴルフ、そういったところに施設管理としているという状況になっております。新たに雇われるそのキャンプの方っていうのが、一部その夜間に入るという形になっているというところですね、それが9時までですね、事務所のほうには。管理事務所をシャワー利用の方のために開けておく必要がありますので、そのためにいらっしゃるという状況になります。

竹原信一委員

そうすると、10時、9時ですか、それ以降は管理事務所を鍵かけて、シャワーを使えないようになりますと。そしたら、何だっけ、シャワーのところだけは通れるようなふうな感じでできないのかな、使えるようには。物理的に不可能なことはないと思うんです。鍵をかける場所と、ね。そして、そのシャワーのためだけに遅くまでおらないかんというようなことは必要ないんじゃないかという気がするんですけども。

〔濱田洋一委員「委員長、そのシャワーのためだけじゃなくて、何らかほら」と呼ぶ〕
こっち側の説明聞いてます。あなたに聞いてない。

竹之内和満委員長

どうぞ。

松下都市建設課長補佐兼管理係長

今、現時点の番所丘管理事務所でのことで考えますと、どうしてもシャワー室をつくる部分というのが建物内でしか設置ができなかったという都合上で、実際に管理事務所の中には、指定管理者の事務所になっている部分と、それからシャワー室がもう同じ建物の中にあるもので、その動線をちょっと簡単に改造して区分けすることができなかったものですから、もうあくまでも管理事務所の一つの建物の中にシャワー室をつくっている状況だったので、今言われるその動線を別にして、職員がいなくても、シャワーだけは使えるように流動性が確保できなかったっていうところが、今現時点の状況です。

〔「はい、分かりました」と呼ぶ者あり〕

竹之内和満委員長

はい、ほかにないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、審査を一時中止します。

所管課は退室してください。

〔都市計画課退室〕

この際暫時休憩いたします。

開始は1時からにします。

(休憩 午前11時50分～午後1時2分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

福祉課から説明を希望されておりますので、許可したいと思います。

〔福祉課入室〕

竹之内和満委員長

それでは課長の説明を求めます。

尻無濱福祉課長

それでは、重度心身障害者の対象者ごとの対象者数を述べます。

身体障害者、こちらが身体障害者手帳の1級及び2級の方が515名です。

次に、知的障害者の療育手帳A1、A2、先ほどAと答えたんですけれども、実際にはB1の方になります。ですので、A1、A2、B1で知能指数35以下の方が81名です。

次に、身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1、知能指数が50以下の方が1名。合計で597になるかと思います。

今度新たに追加になる対象者で、精神障害者の精神保健福祉手帳1級の方が9名になります。

あと所得制限のことについてなんですけれども、現在、対象者本人だけでお答えしますと、所得制限以上の所得のある方が全部で4名いらっしゃいます。

〔発言する者あり〕

この4名のうち、令和4年度の実績で申しますと、該当が2名いらっしゃいました。そ

の2名の方の助成額のほうが97万6470円でした。

大田基次委員

約1人50万ということだけど、阿久根市がこの条約外ということで勝手にやるってなったら、その倍額必要ということになるのかな。

尻無濱福祉課長

そちらにつきましては約50万ということで倍にはなりません。

白石純一委員委員長。

現在、県、県と市が負担している合計が97万で阿久根市負担分はその2分の1という理解でよろしいですかね。

尻無濱福祉課長

白石委員のおっしゃるとおりです。

白石純一委員

であれば、もしこの条例の第4条ですかね、所得制限の変更を行わない場合は、これまで県が負担していた分、つまり97万の今、令和4年度に考えると97万の半分を新たに市が負担する必要がある出てくるという理解でよろしいでしょうか。

尻無濱福祉課長

白石委員のおっしゃるとおりです。

白石純一委員

分かりました。

竹之内和満委員長

ほかにございませんでしょうか。

〔「休憩してもらいますか」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時7分～午後1時13分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので質疑を終了します。

所管課は退室してください。

〔福祉課退室〕

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時14分～午後1時17分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

陳情まで15分ありますので、所管事務調査について。

〔発言する者あり〕

今までの採決は時間がなくてできない。

〔発言する者あり〕

それなら休憩いたします、30分まで。

(休憩 午後 1 時18分～午後 1 時19分)

〔参考人入室〕

○ 陳情第2号 ひきこもりに関する支援策の陳情

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、陳情第2号、ひきこもりに関する支援策の陳情を議題とします。

昨日の委員会で、参考人を呼ぶことと決定し、本日、出席いただきました。

参考人におかれましては大変お忙しい中、本委員会の審査のために御出席頂き誠にありがとうございます。

委員会を代表して御礼申し上げます。

ここで、参考人に発言についてお願いいたします。

発言される際は挙手していただき、委員長から指名を受けた後にお願いいたします。

また、委員会記録作成のため録音しておりますので、マイクを近づけていただいた上でお話しくださいようお願いいたします。

それでは、本件陳情に関して参考人から御意見等がございましたらお願いいたします。

西田参考人

質問が始まる前に、私から3分ほど時間もらって。今日は、私がひきこもりについての提案を考えた理由はですね、各企業の運送業の社長の奥さんとちょっと会話をしながら、そしたら人手不足だっていう意見があったもんですから、こうやってひきこもりの方々がね、表に出てきて働いてくれればいいんだけどという話から、私の考えが何かないものかということで、いろいろ聞き込みをしながら、活動した事の運びになりました。

それで、ひきこもりと言っても、私が今目指してるのが社会人のひきこもりですね。義務教育、学生の頃は行政がどうしても支援をしてくださいます。でも社会に出たら、どうしても行政側が手薄になるというのを痛感したからですね、この社会人のひきこもりという観点から、就労支援までというふうに考えたわけです。

そこで、この提案は、これからの高齢者問題の次に、ひきこもり問題の課題が出てきます。軽度のひきこもりの方々が外出できるきっかけをつくり、就労支援や自立ができるように、社会復帰ができるようにとの思いからの提案陳情書です。

提出者が嫌いだから反対するとか、そのような判断で採決してはいけません。この案件は今後、大問題になると思います。

私は、参考人で4～5回来てますが、議員の方々は、行政側に立っての質問をしていました。議員は市民代表であり、市民からの陳情書や請願書に対して揚げ足をとるような質問はやめてもらいます。議員は市民の代表ですから、それを踏まえて質問してください。

竹之内和満委員長

ありがとうございます。

参考人の話が終わりましたので、質疑を行います。

濱田洋一委員

本日は大変お忙しい中に出席をくださいます、参考人の方ありがとうございます。

私のほうから、何点か質問させていただきますが、社会人のひきこもりを支援する会ということでありますけれども、具体的にどのような活動をされていらっしゃるのでしょうか。

西田参考人

いろいろ、こういうのに興味があって、支援したいと思う人たちを呼んで、皆さんで勉強会を開催してるところですね。

濱田洋一委員

実際のこのひきこもりの方々への支援であるとか、そういうことはされてないということですか。

西田参考人

私は中学生、高校生は3名ほどひきこもりまた不登校の子たちを支援した経緯があって、社会人はまだ1回もないんですよね。でも、社会人でひきこもりで復活した出水在住の男の子と話すきっかけを3回ほど持って、いろんな話をして、こういうことをおじちゃんはやっているんだねということでも話したら、これはいいですねということで、評価をもらって、おじちゃん頑張るからねということで、そういういきさつもある次第ですね。

濱田洋一委員

参考人が今お話をくださいましたように、小学生、中学生、未成年者の方々をこれまで、いろんな形で支援されておられたというのは、私も認識しております。

そういった中で、いわゆる今回、社会人の引きこもっている方々に何とか支援をいろんな形でやっていきたいという気持ちは十分理解しますし、私もそういう考えであります。

そういった中で、参考人が考えていらっしゃる具体的なビジョンと伺いますか、将来像であったり、または長期的な目標、こういうふうに最終的にはなっていきたいんだなということがありましたら教えていただければと思います。

西田参考人

この文章にもありますように、ビジョンとしてはひきこもりの支援策並びに企業側の就労支援にもつながると思ってます。

だから二つの支援ができるという構想でこういうふうな文章に、なってますけど、これはまず参考であって、田代小って学校名は入れてありますが、これは一案ってということで、一応書いているというところなんです。ぼやっとするよりも1か所ぼんって出したほうがいいと思って、名前も挙げたところですね。

濱田洋一委員

やはりこのデリケートな部分だと思うんです。ですから、私の知っていらっしゃる方も、そういう境遇にあられる方もいらっしゃいます。

ただですね、まずは一番私は大事なことは相談窓口を設けて、そこで、その方が抱えている悩みであったり心配事であったり、そういうのをまずは聞かせていただく、同じ目線でですね。まず、そこが私はもう、入り口かなあというふうに思っているんですけども、参考人はどのように考えていらっしゃいますか。

西田参考人

この文章を読みましたか。まず、各自治体で軽度のひきこもりの状態の方々の一人一人の寄り添いながら、個人に合った支援に取り組む。ここです、今の部分は。これはまあ、私は3市2町の各首長に提案要望書も提出してきて、1時間ずつ時間をもらいながら話もしてきました。

そこで、まず各自治体で、こういう寄り添った支援をしないと、一人一人症状は違うんですよね。重度の人は本当難しいです。まず、軽度、また軽度でまず一人一人あった各自治体で担当、家庭相談員とか、各自治体でつくっています。一番進んでいるは霧島市と出水市ですね、行政側が進んでるのは。

そこで、各自寄り添った、文書にも書いてあるように、寄り添って、どうしても出るきっかけが、出るきっかけを家庭相談員とか民生委員とかいう方々に引き出してもらいながら、その中で仕事をしたい、したいけど、どんな仕事についたらいいのか、それは分からない。ということで、こういう就労支援や自立ができるような施設を、学校跡地、跡地じゃなくて、休校になっている学校を使いながら、就労支援や自立支援をやってはどうでしょうかっていう提案、陳情です。

牟田学委員

この陳情書を読めばですね、鹿児島県の実態調査で、県内で916人と発表したとあります。実際には3倍から5倍以上と推定されると。北薩地区3市2町で171名というふうになっておりますが、陳情者の感覚として、この北薩地区の3市2町でどれぐらいのひきこもりの方がいらっしゃるのか、感覚的には分かりますか。

西田参考人

ここにも書いてあるように、推定でですね、私の感を入れて、171名掛けるの5倍っていう計算してます。重度の人たちは絶対会えないから、また家庭からの相談がない限りは、把握できないところなんですよね。

だから、この数字は民生委員とか家庭相談員が行って初めて、数字として上がってきてる数字なんです。だから、本当に5倍ぐらいだと私はそう思っていますが、以上です。

牟田学委員

5倍としても、かなりの数になるんですけれども、今、濱田委員も言われてたとおり、何か知り合いにおられるということで、確かに、阿久根市自体もはっきりとした把握はしていないわけですよね。そういった中で、陳情者にすればですよ、やはり次各自治体がひきこもりの人数の把握を、ということはやっぱり求めていらっしゃるんです。

西田参考人

私が去年の、これ新聞掲載されたの9月の15日なんです。私はひきこもりの支援を考えたのが、この新聞に出る前に考えとったら、前回の参考人で来たときに、ちょうど9月の15日やったかな。そのぐらいのときに、これ新聞がぱ一つて出て、ああ、いいタイミングで出てきたなあと思ってるところで、すぐ次の日に県のほうにちょっと確認を、担当者に。瀬戸口さんという方かな、担当者は。そこでいろいろ話ししたら、去年から実態調査を行って、方向性は何も決めてない。ただ実態調査しただけだっていうことを聞いたもんですから、じゃあ何とかせにやいかんということから、こうやって就労支援まで考えたわけです。

それで、各自治体3市2町に、執行部に電話確認、人数を把握しているか。どうしていかかっていうことがずっと尋ねたら、どこも皆さん把握してました。阿久根は福祉に電話

したけど、福祉課長も分からない。社会福祉協議会に振ってあるということで、社会福祉協議会にも電話したけど、全く人数は把握できてない。阿久根市だけだったんですよ、全く把握してなかったのは。ほかの自治体は全部、行政側は把握してました。それ、阿久根市がこんなに遅れてる部分だと思ってですね。こういうふうに、また、陳情書という形で提出したわけです。

大田基次委員

この陳情書の陳情項目ということで、1, 2上がってるんですよ。先ほど濱田委員に回答されたように、2番目は、例として、この田代小学校というような名前を挙げてるっていう感覚でよろしいですね。

西田参考人

そうです。

大田基次委員

それともう一つ。ひきこもり状態にある方々の支援に取り組むこと。この取り組むことということを中心に、し始めるんだっていう感覚でとってよろしいですか、この陳情書は。

西田参考人

そのとおりです。

大田基次委員

分かりました。

白石純一委員

先ほど参考人から、出水市と霧島市では窓口を設けて相談に乗ってらっしゃるという趣旨の御発言だったかと思いますが、実際にその相談を受けて就労支援まで行われて、何らかの形で就労支援をされているかどうか、御存じでしたら教えてください。

西田参考人

就労支援まではまだそこまで行き着いていないということでした。なぜ出水市が早いのか。それは、出水市で中学生やったかな。自殺があってから、こうやって行政が力を入れるようになって、どうしても、椎木市長とも話をしましたが、行政は必ず事故があってから行動を起こす。でも民間は、先に先にせんと予防になるんですよ。

だから、そういうことがあって、事故があってから動いて、今力入れるように出水市はなっていますが、阿久根市はものすごく遅れてるものですから、もっとスピーディーにですね、取り組んでもらいたいという趣旨もあります。

白石純一委員

出水市では具体的にどういった窓口がそれを担当するんですか。

西田参考人

安全安心サポートセンターという窓口をつくって、センター長とも話ししましたが、いろんな手厚い支援をやってる。今度、その手厚い支援をやってるところに視察に行く計画になってますけど、どういうことをやってるのか、まだ実際に聞いてまた見てみないとちょっと分からんですから。いいですか。

白石純一委員

安心安全サポートセンターということであれば、ひきこもりだけにとどまらず様々な生活の市民の相談を受け付けている窓口という理解でよろしいんでしょうかね。

西田参考人

はい、そのとおりです。

白石純一委員

もう次の質問ですが、これはひきこもりの方は障害者でないので、それを前提にですけれども、障害者の方には就労支援作業所A型、B型等がございますけれども、阿久根市内にも就労支援A型、B型がございますけれども、そうしたところでも受け入れられている、障害者ではないので、補助金の対象等にはならないでしょうけれども、実態としてそういうところで受け入れられている例はあるか御存じでしょうか。

西田参考人

ひきこもりでも発達障害の方もいらっしゃいます。いろんな症状の、普通の人もあるし、精神的に病んでる人、いろんな形があると思うんです。障害者障害者でちゃんとした認定を受ければ、いろんな支援が受けられるようになってますけど、ひきこもりの場合は、グレーゾーンであって障害者にも当たらない。でも、病んでるところがあるから、そこに支援をしてはどうかということなんです、就労支援をですね。

白石純一委員

そこでその障害者の方を対象とされている就労支援A型B型作業所でも、こういうひきこもりの方を受け入れ、就労の現場として受け入れられているところがあるかどうか、市内ですね、は御存じですか。

西田参考人

阿久根市ではないですね。出水市は、私の同じ職場にいました。だから、その方といういろいろ話しして、こういう話もしたらいいですよ。でも、清掃の作業員の仕事ぐらいしかない。まず週に3回程度、最低賃金。それでも社会復帰したということは立派だねという話をしてきたんだけど、これに、ひきこもりで表に出てきてから仕事をしたい。でも仕事をしたいけどどんな職についていいのか分からないという方に、手に職を持たせたりとか、スキルを学ばす、そういう施設があったほうがいいと思ってそういう提案を出したわけです。

白石純一委員

これは執行部に聞いたほうがいいのかもしれないんですけども、参考人御存じでしたら教えてください。これは例として、休校中の学校を活用してということだという趣旨でしたけれども、実際、休校中の学校、その中身にもよるんでしょうけれども、そういうひきこもりの方のための就労支援の場所として使うことは可能かどうかは参考人御本人が御存じでしょうか。あるいは執行部からその辺りのことは聞かれていますでしょうか。

西田参考人

11月にですね、教育委員会の総務課の課長と電話で話しして、手続を経れば使用は可能ということで答えは聞いてます。

濱田洋一委員

先ほど、人数の把握ということで、阿久根市は人数の把握はしてないけれども、出水市または薩摩川内市はされているという参考人からのお話でしたけれども、出水市または薩摩川内市においてはこういった形で、例えば職員の方々が各戸別訪問といいますか何かしての把握をされたのか。その把握をされた経緯というか、こういった取組をなされて、人数の把握をされたのかというのをお聞きになられましたか。

西田参考人

ほかの自治体は家庭相談員や民生委員に担当課が直接話をして、各家庭回れるのは家庭相談員とか、いろんな相談員がいますよね。その方しか家庭には踏み込めない場合がありますので、それで、そうした人数の把握があって初めて数字として出てきたわけですね。

それで県が発表したのが、出水市が41名ですね。長島町が15名、さつま町が36名、薩摩川内市が42名と最初だったけど、間違いで67名という数字が出てきました。最後に、阿久根市が12名という数字が出てきましたね。霧島市が46名。そんな感じで、各自治体でやっぱり担当課とか担当者と相談支援する家庭相談員や民生委員と連携とりながら、人数を把握しとったという経緯ですね。阿久根市それがなかったということです。

濱田洋一委員

ありがとうございます。そしてこれは、ほかの別のあれですけども、陳情項目の1、2ということではありますが、これはいわゆる行政のほうへのお願いと、こうしてほしいよということでもよろしいんですか。というのが、例えば今、社会人のひきこもりを支援する会の代表の西田さんも一体となって取組に当たりたいということですか、どちらでしょうか。

西田参考人

もちろん、おっしゃるとおりです。やっぱり連携をしないと、これはこの問題は。連携をしないと支援はしていけないんですよ。だから、議員の皆さんも、県議の皆さんも、国会議員もやっぱり各県の県職も、みんなで巻き込まないとこれは実現しないと私は思っています。皆さんに理解してもらいながら、こういうことを行っていくないと、各自治体だけではちょっと難しい面が出てくると思うんですよ。

でも、阿久根市があまりにも遅れているものですから、もっと完全に把握してもらって、福祉が力を入れて、社会福祉協議会ばかりじゃなくて、福祉も一丸となってやってもらいたいという趣旨もあります。

濱田洋一委員

この陳情項目の1、2、これは行政が、行政がといいますか、関係機関を含めた中でやっていただきたいと。それに西田代表の支援する会も一緒になって取り組んでいきたいということだというお話をお伺いしました。またちょっと違うんですけども、県が設置しております、ひきこもり地域支援センターというのがあるんですが、そこはまず相談窓口、お問合せ窓口というのが、あるということで、これは相談をまず御本人であったり、御家族であったり、そういう方々から電話でとか、来所していただいてとか、そういうことで相談を受けると。

そうした中で、現状を踏まえた中で、最適な専門機関、例えば医療であったり、就労、居場所、学校であったりですね、いろんな生活に関することであったりということに、いわゆるお願いしてというか。こういう方々を、例えばメンタル的ということであれば医療のほうに紹介して、そこでまず心のケアとかしていただいた中で、次のステップでよりよい方向にというようなセンターがあるんですが、そのことは御存じですか。

西田参考人

御存じです。窓口持ってるところは皆さんそうです。でも、窓口を開いて、相談に行ける人たちはいいけど、私が言ってるのは、相談に行けない人たちを掘り起こさないと駄目だと思ってるんですよ。それは踏み込んでいけるのは民生委員やれ、相談員だと思ってるん

ですよ。だから、窓口相談に行ける人はまだ軽度で、まだ軽い感じの方だと思ってるんですよ。だから、軽度でも相談行けないっていう方々の、そこを掘り出して、もっと支援をしていったらどうかっていうことなんですよ。窓口しとっても、行く人、相談に行く人、なかなか行けない人もいるわけですよ。だから、行けない人のためのこれなんですよ。それを取りあえず。

〔「ちょっと」と呼ぶ者あり〕

答えになってなかったけど。

濱田洋一委員

御本人もしくは御家族の方がしていただける環境にあられる方はいいいけれども、そうでない、例えば、もう何十年と自宅に引きこもっていらっしゃったり、御家族としか会わずに、なかなか家から出て買物だけとかですね、ほかの人と接する機会がないという方々、特に重たい方ですが、20年も30年もそういう状況にあられる方を、何といいますか。言葉はちょっとあれですけども、民生委員さんとか相談員さんに、そこに行っていて、そういう方々をとということですか。

西田参考人

そこでまた人数も把握はできるし、そこで、いろんな形の方がいますので、勝手に一般人が行って、家庭の中に入っていけないですから。そういう役をもらっている人たちが満遍なく、彼らたちは皆さんお金をもらって、一応仕事をやってるわけだから、ちゃんと各自治体で、やっぱりひきこもりは表出ていないところにやっぱり目を向けながら入っていくのは彼らたちです。民生委員や。だから、その人たちに協力をもらえながら、役所と連携とりながらやってもらって人数を把握してもらって、それでも表出たい、でもきっかけが欲しいという方を掘り出してもらうという支援もあると思うんですが、どうでしょうか。

濱田洋一委員

まず私が最初冒頭言いましたのが例えば相談窓口を、阿久根市所管課もしくは、社協でもいいですけども、行政が主となった相談窓口をまずは設けてほしいと私も思ってます。

ただ、今、西田参考人が言われたのは、そういう方々は相談できる状況であるから、いいけれども、そうでない、いわゆる何十年もそういった引きこもっていらっしゃる方々を何か掘り起こしてというか、何か引き上げたいというか、そういうことなんですよ。

それは大変厳しいというか、民生委員さん、もしくは家庭相談員さん、もしくは職員であつてもですよ、なかなかそういう立場の人であつても、どういうふうに引きこもっていらっしゃる方々の御家庭とか、御本人さんのところに行つていいものかというのは、非常に難しい部分があると思うんですよ。そこら辺はどうですかね。

まずはですね、私が思うには、そういった窓口を設置して、いろんな御相談、心配事とか受け付けたいということで、行政を窓口として動いていただいて、かつ、参考人の社会人のひきこもりを支援する会も一緒になってやって、まずはですね、やっていくほうが私はいいいんじゃないかなと思うんですけども。いきなり相談できない方々のところの掘り起こしと言われましたけど、何十年もそういう状況にあられる方というのはですね、もうデリケートだと思いますけれどもですね。

西田参考人

難しい問題ですよ、これは。窓口、阿久根市も窓口をつくるのは第一前提です。窓口を設置することはまず第一だけど、その間にやっぱり、なかなか待っていてもなかなか来ない場合があるから、設置するのはもちろん。それでそこで深掘りしていったって、何十年も引きこもってる人は難しいということもありますが、それでも表に出たいきっかけが欲しいという人もいますよ、実際は。きっかけはないんですよ、表に。それを家庭の中に入っていける人たちが、その人たちに合った支援の仕方をもっとスキルをアップしながら、寄り添ったような形をとっていったらいいと思ってると思うところなんです。

それで、長島町の担当課長、部下と副町長と1時間話をさせてもらいました。いろんな自治体経営から私がいろいろ話をして、こういうことをやりたいということで、話をしたところ、担当課長から、どんなふうにしたほうがケアとしてやってきたんですかということで、例として中学生と高校生を2人しかやったことないですけど、それを取りあえず、こういう形で一人一人言わば症状が違いますので、それを子達にあった支援の仕方、そういう人たちの人員を増やすのも一つの方法ではないですかということで、一応話をしました。

人手不足なんですよ、そういう専門の方がですね。今の民生委員とか、各家庭相談員の方の人数が少ない。阿久根市で行ったら家庭相談員が2名、何年か前まで2名だったと聞いてますけど、今はちょっと分かりませんが。そうやって難しい、これは本当難しい問題なんですよ。でも難しいから、やることじゃないでしょうか。

牟田学委員

私たちはこの陳情書の賛否を今諮っているわけですけども、局長に聞きますけど、この陳情書の文字の、訂正っていうのはできるんですかね。

〔発言する者あり〕

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時03分～午後2時19分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を行いますので、副委員長に代わります。

大野雅子副委員長

それでは、委員長の役を代行します。

竹之内和満委員

県内ひきこもり916人ということで、この参考資料には上がっていますが、県がこういう実態調査をした後に県は何かをするつもりなんですかね。実際問題、地域支援センターというのはもう何年か前からあるんですが、実態調査をするということは何かをするために実態調査したのか、それとも何も考えずにしたのか、それはどういうふうに考えてますか。

西田参考人

私は、県に5～6回は電話していろいろ聞き取りやっていたんですが、実態調査はしたけど、方向性は何もまだ考えていないっていう回答はもらっていますけど。

竹之内和満委員

この件は各自治体で、各市町村で何かをするということに対しては支援するのか、それとも何も考えてないとか、どう思いますか。

〔発言する者あり〕

県が何も考えてないということは、各自治体が何かをするということに関しては、支援をしてくれるんでしょうかねというのがあるもんだから。何かをつくれれば県は支援してくれる。参考人に聞くのも何ですが。してくれると思っていますか。

西田参考人

各自治体でやれば県は後押しして、補助金なり出すと思いますけど、そこはまだクエスチョンですけど、私はまた県議会が終わったら、また知事あてに提案要望書を持っていく予定でいますので。それで、田代小学校といたら北薩地区でって考えてるもんですから、また、中心に当たるのが田代小学校であり、それで、どっからのアクセス的にはまだ中心になるのが田代小学校なんです。環境的にも、山があってきれいな川が流れている。いろんな面で、活用ができるって思っただけの田代小学校なんです。それでまた椎木市長とも話した例で、椎木市長はやっぱり田代小学校、いいですね、あそこの場所は、ということで、そういう話はしてましたけど。なぜ田代小学校にこだわるのか、それが私はちょっと意味がちょっと分かりませんが。

大野雅子副委員長

よろしいですか。

〔竹之内和満委員「はい」と呼ぶ〕

それでは委員長の職を変えます。

竹之内和満委員長

引き続き、委員長の職務を行います。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、参考人、最後に何かございますでしょうか。

西田参考人

この問題はものすごく難しいと思います。でも、始めないことには何も始まらないですよ。だから目標を持って、ひきこもりのような方々が、仕事をしたいという方のために、結局、就労支援の施設を、学校、休校、跡地を使って、就労支援や自立支援のできるような施設をと考えている次第です。

それで、人数的にはそういう人たちは少ないと思うんですよ、各自治体は。それが、3市2町が集まれば1クラスは集まると思うんですよ。

だから、広域的に考えたら、どうしてもアクセスを考えたら、中心になるのが田代小学校だと私は思って、田代小学校で名前は上げてしまったんですけど、これもまだ一例なんです。一例として、私の希望は田代小学校であって、一例として、どこの場所って示さないと、どこやろかいというふうになってしまうから、各自治体も。だから私はあえて学校名を挙げたところなんです。

竹之内和満委員長

参考人におかれましては、大変お忙しい中御出席くださいましたことを心から感謝申し上げます。

本日お伺いしたことを今後の審査に生かしたいと思います。
誠にありがとうございました。
退出をお願いいたします。

〔参考人退室〕

竹之内和満委員長

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時23分～午後 2 時38分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、陳情第 2 号についての所管課への意見聴取についてお諮りしますが、前回の委員会で、一般質問後の委員会でお諮りすることにしましたので、一般質問後の 3 月 8 日に委員会を開催し決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

8 日というのは、本会議終了後。

〔「何曜日」と呼ぶ者あり〕

金曜日ですね。その日の本会議は早く終わる予定でございますので。3 月 8 日、一般質問の本会議終了後に開催しますのでよろしくお願いいたします。

〔発言する者あり〕

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時39分～午後 2 時41分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

以上で議案 4 件に対する質疑は終了しました。

これからそれぞれ採決に入ります。

○ 議案第17号 阿久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

竹之内和満委員長

初めに、議案第17号、重度心身障害者医療費助成条例の一部改正を議題とし、採決に入ります。

白石純一委員

この議案については修正動議を出したいので、採決は後日をお願いしたいと思います。

竹之内和満委員長

これについては。

〔発言する者あり〕

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時42分～午後 2 時44分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

一応修正案の動議を出すとのことですので、修正案の提出をもって委員会を開会し、そこで採決したいと思います。

○ 議案第18号 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

竹之内和満委員長

続きまして議案第18号、18号、介護保険条例の一部改正について採決に入ります。

まず、討議を行います。

討議ありませんか。

白石純一委員

所得の低い方は保険料が下がる、所得の高い方については、段階的に保険料も上がるということは累進課税の考え方で理にかなっているのではないかなと考えますので、私は一定程度評価できると思います。

竹原信一委員

それはその部分だけ見りゃそうなんですけどね、トータルとしては1,000万円余りの増額になって、全体としての景気といいますか、暮らしぶりは低下していく方向になってしまいうわけですね。特に国保税を上げてしまいました。こっちも上げてしまいました。その中をよく小さく見るといい部分はあるかもしれないけども、トータルとしては国の支出を引下げ、ねえ、社会の景気を悪化する方向に進める条例になってしまってるんですよ、悲しいことに。国のほうが意思を変えずにね、考え方ちゅうか態度を変えずにね、貧乏人同士が争うような状況をつくっちゃってるということに一番の問題がありますよ。本当悲しいですね、これね。どうしたらいいのかって言ったら、本当にこの文面を全部変えてね、国の税金をね、国のからのお金をもっとたくさん盛り込めって言いたいところですけどね。

白石純一委員

国全体としては、貧しくなるというのはどういう理由ですか。

竹原信一委員

だから要するにですね、国のこの社会のお金というのは、国の国債発行によって、債務によってつくられておるわけですよ。お金の発行量というのによって作られてる、通貨発行権によって。それを日本だけがずっと抑えてきているので、スイスの3分の1ですよ、国民のね、アメリカの半分、ねえ。財務省が意図的に国民を貧しくしている状況があるわけですよ。プライマリーバランスを取るぞなんて分からんこと言っ。私たちはね、本当に自分たちを貧しくしているのは努力のせいじゃないです。

白石純一委員

介護保険については、この介護保険の中で賄おうというものですから、国のプライマリーバランス云々とは直接関係ないと思います。

竹原信一委員

この制度設計をしてるのは、国なんです、ねえ。ここで金を使わないように仕組んでいけるのも国なんです。関係あるんですよ、完全に関係あります。

白石純一委員

それは受益者、受益者負担という観点からすれば当然といえば当然だと考えます。

牟田学委員

討議は分かりました。次に進めてください。

竹原信一委員

受益者負担とか言って、例えばですよ、私たちは阿久根市議会では、窓口の何だっけ、住民票を出すのも受益者負担だから上げろみたいなこともあったりしましたよ。受益者負担という言葉を使えばでいいのかと言ったら、違うんじゃないかなあ。私たち議会は国民の福祉、幸福のためにしているわけで、そのために金を払ってというのは違うんじゃないかな。

白石純一委員

これは社会の制度とかを議論する場ではなくて、この保険制度に対して誰が負担するのかという議論に包括して議論すべきだと思います。

竹原信一委員

社会制度の重要な部分なんですよ、これも。条例というのは。

白石純一委員

国の社会制度云々については国会の場で、国会議員になっていただいて議論をしていただければと思います。

牟田学委員

私もですね、65になって初めてきましたよ。だから、最初はですよ、何これって思ったんですけども、それはもう全国民がやっていかないかんことであって、介護保険についても逼迫してると思うんですよ、逼迫。だから、いずれ皆さん全員がお世話にならないかん。だから、その介護保険が逼迫している。そこで、今回の条例については、竹原議員が言われますけれども、この第3号までですか、第3号までは下げてあります。第4号からは所得に応じて負担をせないかんということで、これはもう私たちのやることでありますから、もうこのままで私はいいと思いますよ。

濱田洋一委員

今、委員の方々からるる、いろいろ思いの思いをですね、聞かせていただきました。先ほど白石委員、牟田委員からありましたようにですね、やはり、今回、介護保険条例の改正ということで、これまでよりも細分化された中で低所得者等の方々においては減額すると。あとは所得に応じての、若干上がりますけれども、これを全体的に考えてみますとこのやり方に何ら問題はないのではないかと私は思います。以上でございます。

大野雅子委員

私も濱田委員、白石委員の意見に賛同します。所得の低い方たちの分は下がっており、所得の高い方の分は上がっております。そして、それで1,180万ほど収益が上がるということ、前としたら上がるということですけど、それだけ介護保険が皆さん活用されて、皆さんに行き届いていることだと思います。私のこちらの父の母も98、88、みんな介護保険のお世話にお陰さまでなっております。私たちもいずれそうなると思いますので、それを赤字をどんどん持っていくんじゃないくて、その場その場で、やっぱりちゃんと処理していくことはとても大事です。この3年ごとの見直しというのはとても大事なことだと思って、この議案に賛成します。

竹之内和満委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に、討論に入ります。

まず、反対討論ありませんか。

竹原信一委員

反対したところだという気もするんですけど、実際、この介護保険、国保もそうなんですけども破綻に向かっているんですよ、完全に。もうこれに入っていることで、生活が暮らせなくなるという状態に必ずなります。払う、受け取るときになったときにはもうどうにもならないと。全部がそういうふうに進んでるんです。うかうかとね、国が言ったから県や市が全部受け付けるという状況じゃあね、よくないと思いますよ。どっかで主体的に、そして負担も自分の市でやりましょうよという姿勢はですね、とても大事なんじゃないでしょうかね。

竹之内和満委員長

反対討論はほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで討論を終結いたします。

それでは議案第18号、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本件は、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

○ 議案第20号 阿久根市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

竹之内和満委員長

次に、議案第20号、漁港管理条例の一部改正について採決に入ります。

まず、討議を行います。

討議はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで討論を終結いたします。

それでは、議案第20号、阿久根市漁業漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

○ 議案第22号 阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

竹之内和満委員長

続きまして、議案第22号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

まず、討議を行います。

討議ありませんか。

竹原信一委員

阿久根市民の収入の中央値、働いてる人たちがですね、230万程度、可処分とかもっと少なくても200万ぐらいないぐらいな生活、そういうかつかつの人たちがですよ、キャンプするぐらいのことを1泊3,300円かかってしまう。とんでもない。だから客少なくなりますよ、ねえ。せっかく金かけてつくったものが使われない。おまけにですね、この施設のために人件費がかかる。夜も何時まででしたっけ、というようなこと。やり方そのものがなっとらんですよ。そして、ホールというか、シャワー室、あそこを夜は、休憩じゃなく避難場所として使えるような場所でもある。テントだからどんなことが起こるか分からんから、そこを開けといて、いつでも使える状態にすべきなんですよ。あらゆる意味で、この制度設計がなっとらん。おかしいと思いませんか、皆さん。生活ぎりぎりの人たちは3,300円、ちょっとした民宿の素泊まりぐらいの金額を払ってキャンプに行くか。おかしいと思いませんか。

白石純一委員

このキャンプのお客様は市民ではなく、市外から、特に都心部から来られる方がメインのターゲットだと私は理解しております。彼らにとってその3,000円が安い高いかというのは、よそのほかのオートキャンプ場と比較して決められたわけですから、決して高いものではない、相場に近いものだという理解でございます。

そして、キャンプ、確かに様々な運営上の問題は、あり得るとは思いますけれども、それらを課題を克服して経営として成り立たせていくのが、指定管理者の今後の営業努力だと思います。

そういうことでこの阿久根市にも観光の産業を少しでも根づかせて、人件費という問題も、それは雇用につながるわけですから、雇用、そして観光業、そして地域への波及効果という意味では阿久根の産業に資するものだと、観光産業に資するものだとすることを期待できるのではないかなと考えます。

したがってプロジェクト全体として、もちろん詳細については改善しなきゃいけない点は多々あるかと思えますけれども、キャンプを誘致すること自体は悪くないと思ってます。

牟田学委員

今、白石委員も言われたとおりですね、阿久根市外からの客も、また市民の方もいらっしゃると思うんですよ。その市民の方にすればですね、娯楽なんですよ、娯楽。そしてやはり、今度初めてキャンプ場をつくるわけでありまして、私はそれなりのお金をいただいて、その中で運営していく。黒字になれば、またグレードを上げたりですね、していけばいいわけであって。初めから安い値段でオープンして、それをまた上げるという、値段を上げるというのもなかなか難しいものがあって、やはり、今日、資料見ましたけれどもあれだけあればですね、やはりこの1泊3,000円というのはもう妥当な線かなあと私は思いますので、この議案に関しては賛成をいたします。

竹原信一委員

行政、阿久根市の行政と議会の目的は市民の福祉であります。

〔発言する者あり〕

そしてそれにこたえるためには、これは高過ぎると私は申し上げました、ねえ。私たちの視点は200万以下の収入の人たちのところに目線を置くべきなんですよ、ねえ。金を持ってる人たちはいろんな方法がありますよ。持っていない人に対してこそ、ねえ、注意を払い努力を傾け、税金を使いせなきゃいけないはずですよ。なのにこんなものにこんな状態ですよ、人件費もたくさんかけてしまう。たった1区画、テントの置き場ですよ。こんなものに何も金を払う理由がない。私は思いますよ。市民の、貧しい市民の目線に立って物事を考えるのは、私たちの本来の仕事だと思いますけどね。

牟田学委員

今、竹原委員の意見の中にあるんですよ、こんなもの。こんなものに金をかけてって、それがあなたの、もう本当の今までの気持ちもだしいろんな議案に対しても、こんなもの。それなんです。でもそれはあなたの意見であって、私は妥当だと思います。

竹原信一委員

現実見てくださいよ。物を見て。

〔発言する者あり〕

私の意見ですよ。高過ぎるという感覚を持てないっちゅうのはね、もはや市民の代表として資格を欠いてるんじゃないかな。

竹之内和満委員長

ほかに討議ございませんでしょうか。

濱田洋一委員

私からは、特に何も言うことはありません。以上でございます。

竹之内和満委員長

ほかにないでしょうか。

大野雅子委員

竹原委員に聞きますが、これは無料にしたほうがいいと思いますか。

竹原信一委員

金額についてはですね、再検討するべきだと思います。

大野雅子委員

分かりました。考えてみたほうがいいということですか。

竹原信一委員

適切かもしれないし、そうじゃないかもしれない。しかし、1人、最低でも3,300円はとてつもなく高すぎる。

大野雅子委員

じゃあ、幾らだったら適切だとあなたは思いますか。

竹原信一委員

考えましょうよ、それは。しかし、今回出てるのは議案ですから、この3,300円で前提ですから、これは否決するべきだと言ってるわけですよ、私は。

大野雅子委員

はい、あなたの意見分かりました。私はちょうどいいと思います。以上です。

白石純一委員

竹原委員にお伺いします。こういうキャンプはされたことございますか。

竹原信一委員

はい、あります。

白石純一委員

どこでどういうキャンプ場でしたですか。

竹原信一委員

あそこは東京だったな、結構、林の中で、本当にそうキャンプ施設をちゃんとつくってるわけですよ。すからかんの駐車場みたいじゃなくて。一人一人が、藪の中に1個1個が確保されてる。プライバシーというかな、キャンプに来たなという雰囲気、ちゃんと雰囲気づくりをちゃんとしてあるところでした。

白石純一委員

そのときの料金は覚えてらっしゃいますか。

竹原信一委員

私は金払ってないので覚えてないんですよ。

白石純一委員

私はですね、オートキャンプっていうのは、

〔竹原信一委員「オートキャンプじゃないよ、これ。今回のやつは」と呼ぶ〕

はい。アメリカでかなり行ったんですけれども、かなり高い料金を払って、ただし、もちろんトイレやシャワー施設が使えるということを考えればですね、もちろん安心安全、やはり治安も大事ですので、管理人がいると夜中はいないんでしょうけれども。管理人がいらっしゃるといようなことを考えると、やはりある程度の金額は、これから様々な物価が上がっておりますけれども、これまでのようなデフレではなくて様々な、賃金もそうですけれども、上げていくことで産業が活性化して、お金が市内で循環するというこのためにもある程度の水準の使用料は取るべきだと思います。

竹原信一委員

私が行った東京のところは、もう周辺は大都市ですから、どんどんね、客が来る環境があって、相当高くても、そして、キャンプ場そのものを極めてそのキャンプ場らしい充実したものであったわけですね。それで、こういうところは想像もできないぐらい、キャンプなの本当について言うぐらいの状態じゃないですか、野っばらの。

大田基次委員

所得の低い方は、例えば無料で使えるっていうような、特にしたほうがいいっていう話なんですけど、やっぱり所得の高い人がより多く税金してるんですよ。本来はその人たちが優先的に使えるって、こういう一般の民間の感覚だと私はそういうふうに思うんです。

だから、やっぱりある一定のお金は頂かないと、私はいけないと思う。やっぱり規律もそんな中でつくっていくべきだと思うんですがいかがでしょうか。

竹原信一委員

市外から来るお金持ちのための環境をつくるという考え方は。

〔発言する者あり〕

竹之内和満委員長

討論に入ってよろしいですか、討論の中で。

まず、反対討論ありませんか。

竹原信一委員

まず、このキャンプ場、使用料、状況環境からいって非常に貧相な上に高過ぎる。おまけにこの施設の管理の仕方も金をかけ過ぎてる。もう施策として、もうこれは完全に今の段階ではっきり失敗だと言える。でもまあ、作ってしまうのであれば、ねえ。これでも使いやすいように、所得の低い市民の皆さんがね、たまにはやってみようかぐらいに思えるような環境をつくらないと、ねえ。もったいな過ぎますよ。浪費です、これ。

竹之内和満委員長

ほかに反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは賛成討論ありませんか。

濱田洋一委員

私は賛成の立場で討論いたしますが、阿久根市におきまして観光振興であるとか、交流人口の増加というのをいろんなことで掲げております。そういった中におきまして、今回のキャンプ施設の設置ということで、このような宿泊または日帰り等の価格等の設定もされております。

この金額等につきましても、執行部からの本会議の中でもありましたとおり、類似のそういったキャンプ場等の価格等を確認しながら設定されたものであって、今後、やはり有効活用していただくためにもですね、妥当な金額等の設定ではなかろうかというふうに思いますので、賛成したいと思います。

竹之内和満委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで討論を終結いたします。

それでは、議案第22号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

○ 所管事務調査について

竹之内和満委員長

続きまして、所管事務調査について議題といたします。

先日、本委員会の所管事務事項である観光の振興、旧港及び青果市場跡地を含む市街地活性化、新道の駅の整備の3項目について、愛媛県八幡浜市、宮崎県延岡市及び熊本県上天草市を調査いたしました。

ここで、視察に関する事及び今後の調査について各委員の感想、御意見をお伺いします。

どなたかありませんか。

白石純一委員

両行政視察に関して大変意義深い、勉強する部分が多々あったと思っています。細かいことは今日は触れませんが、ぜひですね、私どもが見たことをこの市政に生かすべく、様々な提案ができるものと思っています。また、委員、この委員会で報告するときにはですね、具体的、より具体的なところは述べさせたいと思っていますが全体的には大変いい、有意義な行政視察だったと思っています。

牟田学委員

今、白石委員が言われたようにですね、両方ともいい所管調査だったと思っています。これを踏まえてですね、関係課と意見交換をできればいいかなというふうに思います。

濱田洋一委員

ただいまほかの委員の方々からありましたとおり、私も有意義な行政視察、所管調査ができたのではないかなと思っています。そういった中におきまして、先ほど牟田委員のほうからもありましたとおり、最終的には何らか政策提案等をやはり1件でもできたらなという観点からですね、我々が行ってきたことのいろんな話でありますとか、行政の考え方、所管課の考え方等をお聞きしながら、もっと深掘りして最終的にこういったものはできないのかなという政策提案にもつなげていくためにですね、所管課との意見交換といえますか、お話をお聞きしたい、またお話をしていきたいというふうに思います。以上でございます。

大野雅子委員

私もいい視察に連れて行っていただいたと思っています。特に最初の八幡浜のあたりの港ですね、あそこは阿久根の漁港に似たような形で、とてもどんなふうにしてこの港ができたかっていういきさつもずっと聞いてきましたので、そういうのを阿久根にも生かせるんじゃないかなあというのはとても思えました。延岡のほうは、延岡でその駅長さんの思いですとか、仕事のやり方、そこら辺を深く感動して帰ってきて、上天草もまだ、どれも本当とてもよくて、阿久根は今本当に沈んでいるので、この阿久根を盛り上げるために本当に政策提言か何か、行政と一緒にいろいろ考えていけたらいいなと思いました。

ぜひそういう場をつくっていただきたいと思います。以上です。

竹原信一委員

観光事業というのは、プロであってもなかなか成功することは難しい。失敗に失敗を重ねることが、実はほとんどなんですね。行政、役所が関わって議会が推進して成功した試しは私は聞いたことがないんです。そして、目的というのは、もうどこまでいっても市民の暮らしじゃなきゃいかん、ね。そして子供たちの将来をつくると。そこに集中すべき資源を、どうなるか分からん、もう9割方失敗に失敗を重ねる観光に放り込むようなことをしてはいけないと思います。

〔白石純一委員「委員長、これ視察の感想じゃないですか」と呼ぶ〕

〔発言する者あり〕

竹之内和満委員長

はい、短めにお願いします。

竹原信一委員

視察をして、これをまた実行しましょうなんていうことにしちゃいかんですよ。

白石純一委員

今観光の9割が失敗とおっしゃってましたけど、現に成功しているところ我々は見えてき

たと思っていますので、論点が違うと思います。

竹之内和満委員長

ほかになればよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

白石純一委員

議会基本条例のですね、委員会の活動の中に、委員会はその所管する事務について積極的な調査研究を行い、政策提案を行うよう努めるものとするところとございますので、その意味からも積極的な調査研究を行ったことに大変、議会基本条例に沿った意義ある視察だったと考えています。

竹之内和満委員長

それでは、ただいま委員の皆様にご感想、意見を述べていただきましたが、今後の調査については、後日所管課を呼び、視察結果をもって質疑を行いたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように視察結果を所管課を呼んで、質疑を行いたいと思います。また、さらなる調査方法についても、その際お伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

竹原信一委員

議会基本条例には、視察を行ったときには内容を本会議で報告する。そして、関係者との意見交換と書いてございます。まず、視察の報告を本会議でされるべきではないんですか。

竹之内和満委員長

これについてはですね、うちの委員会だけ言ってもしょうがない話ですので、ちゃんとした、そういうふうに議運なりしてもらえればしますけれども、自分だけというのは。ただ、自分が思ってるのは調査結果、審査結果が終わってから報告をするというふうに考えているんですが。

牟田学委員

まず、所管課と意見交換をして。

竹之内和満委員長

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時17分～午後 3 時21分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

採決しました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに議会だよりの原稿の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、再度申し上げますが、審査及び調査が続いております陳情第 2 号及び議案第17号

及び所管事務調査については、委員会の開催を次回、３月８日に開催いたしますので、よろしくお願いいたします。３月８日です。

以上で、本日の産業厚生委員会を散会いたします。

(散会 午後３時23分)

産業厚生委員会委員長 竹之内 和 満